

## 職員の特別給に関する報告（意見）

（民間の夏季一時金決定（妥結）状況と国家公務員の特別給に関する特例措置）

昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化を受け、本年の民間賃金情勢はこれまでにない厳しい状況にあり、春季賃金改定期において、夏季一時金の大幅な減額を決定する企業が相次いでいる。

こうした中、人事院は、国家公務員の6月期特別給（期末手当・勤勉手当）の支給前に、民間企業における夏季一時金の決定（妥結）状況を把握するため、「平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査」（以下「特別調査」という。）を緊急に実施した。

この「特別調査」は、例年の「職種別民間給与実態調査」とは別に、同調査の対象企業から抽出した全国の約2,700社を対象に行われ、その結果、夏季一時金を決めたとする企業において、夏季一時金の対前年増減率は14.9%、全企業の産業別従業員構成に合わせて算出し直すと13.2%となることが認められた。

これを踏まえ、人事院は、本年5月1日に「平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置に係る改正」を勧告した。勧告においては、「特別調査」により明らかになった民間の状況を速やかに反映させるための暫定措置として、国家公務員の6月期特別給について、現行の支給月数に13.2%を乗じて得た月数をもとに、0.20月分（期末手当0.15月分、勤勉手当0.05月分）の支給を凍結することとされた。

（都内民間企業の状況）

都内民間企業における夏季一時金の決定（妥結）状況について独自に調査を行う場合、精緻なものとするには時間的制約があること、人事院の「特別調査」と対象企業が相当重複すると見込まれることなどから、本委員会は、人事院の「特別調査」の結果に加え、各種情報等を活用して都内民間企業の状況を把握し、情勢適応の観点から適切に対応していくこととした。

実際に、「特別調査」の対象企業の多くが都内に所在し、特に、悉皆調査を行い、調査結果において夏季一時金を決定したと回答した企業の3分の1を占めている「企業規模3,000人以上の企業」については、全国の対象企業472社のほぼ8割に相当する370社が都内民間企業となっている。

加えて、過去20年間の民間企業における夏季一時金の決定（妥結）状況を見ると、全国主要企業と都内民間企業はおおむね同様の傾向で推移してきており、「特別調査」で認められた全国の民間企業における夏季一時金の減少傾向は、都内民間企業においてもおおむね同様であると推定される。

なお、民間調査機関や新聞社の調査においても、本年の夏季一時金は昨年比14%以上減少しており、人事院による「特別調査」とおおむね同様の傾向である。

#### （都における6月期特別給の取扱い）

民間企業における夏季一時金が前年と比較して10%以上減少することは、過去20年間を見ても類のない極めて異例の事態であり、また、中小企業など全体の8割の企業が夏季一時金を決めていないが、今後中小企業の決定が進むにつれて、民間企業における夏季一時金が一層厳しい内容になることも想定される。

このように、民間企業における夏季一時金が大幅に減少する傾向がうかがわれる中、情勢適応の原則の観点から、民間の実態を職員給与に速やかに反映することが望ましいこと、特例措置が勧告された国家公務員と均衡を図る必要があること、1年間分の精算を一度に行おうとすると大きな減額となる可能性があることなどを踏まえ、都においても、職員に6月期に支給される特別給について、支給月数の一部を暫定的に凍結する措置を講ずることが適当であると考えます。

具体的には、現行の支給月数2.10月に、「特別調査」で示された13.2%を乗じて得た月数をもとに、0.20月分を凍結することが妥当である。

また、今般の特例措置を講ずるに当たっては、本委員会がこれまでの勧告において意見を述べてきたとおり、都の特別給は、期末手当の割合

が高く勤勉手当の割合が低いなど、民間や国に比べて業績反映の度合いがいまだ小さい状況にあることから、0.20月分の凍結は、すべてを期末手当から行うことが適当である（別表 参照）。

なお、国において、指定職俸給表適用職員の特別給について、勤務実績を反映する観点からの改正が併せて勧告されたことを踏まえ、都においても期末手当のみ支給される職員の取扱いについて今後検討が必要である。

#### （年間支給月数の取扱い）

本委員会では、例年、「東京都職員給与等実態調査」と「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員と民間従業員との給与を精確に比較している。特別給についても、民間事業所で支払われた実績を精確に把握し、職員の特別給の年間支給月数と合わせることとしてきた。本年においても、現在行っている「職種別民間給与実態調査」の結果を踏まえ、今後、必要な措置について勧告することとしたい。

#### （勧告実施の要請）

6月期特別給については、支給基準日が6月1日となっていることから、議会及び知事におかれては、本勧告の趣旨を理解され、勧告を速やかに実施されるよう要請する。

本勧告は、民間における賃金情勢の急激な変動を踏まえ、情勢適応の原則の観点から6月期特別給の支給を一部凍結するという、厳しい内容ではあるが、職員にあっては、その給与が都民の負担によるものであることに改めて思いをいたし、引き続き、職務に精励されるよう望む。

別表 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の月数

職 員	期末手当	勤勉手当	凍 結 分		
				期末手当	勤勉手当
一 般 職 員	1.40月	0.50月	0.20月	0.20月	-
指定職給料表 適用職員	1.40月	-	0.20月	0.20月	-
再 任 用 職 員	0.65月	0.275月	0.10月	0.10月	-
特定任期付職 員及び任期付 研究員	1.40月	-	0.20月	0.20月	-